

各法人代表者 様

大阪市福祉局総務部
法人監理担当課長

令和 7 年度社会福祉法人現況報告書等、法人調書 及び社会福祉施設調書の提出等について（依頼）

平素は、本市福祉行政の推進にご理解・ご協力を頂き、厚くお礼申しあげます。

標題について、社会福祉法第 59 条の規定により令和 7 年度社会福祉法人現況報告書等を次のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

また、指導監査の資料として、社会福祉法人については法人調書、社会福祉施設については施設調書も併せてご提出いただきますようお願いいたします。

なお、社会福祉法人につきましては、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項及び同法施行規則第 10 条第 1 項により、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿（住所、生年月日、職業等、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く）及び現況報告書について、法人においてインターネットの利用（原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載）により公表することとなっていますので、遅滞なく公表していただきますようお願いいたします。但し、独立行政法人福祉医療機構（WAM）が運用する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下、「電子開示システム」という。）を利用して届出を行い、内容が公表された場合は、同法施行規則第 10 条第 2 項により、当該法人がインターネットの利用により公表を行ったものとみなされます。

ご提出いただきました書類等は、大阪市情報公開条例に基づき、公にすることにより正当な権利、利益を害するおそれのある法人及び個人に関する情報等を除き情報公開の対象となりますのでご了解ください。

記

1 対象法人・施設

（1）大阪市所管の社会福祉法人

（大阪市内に法人の主たる事務所があり、大阪府内でのみ事業を行う社会福祉法人）

（2）大阪市内で運営している下記の施設

- ① 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム
- ② 軽費老人ホーム
- ③ 障がい者支援施設（施設入所支援を行う施設）
- ④ 障がい児入所施設

※大阪市以外の官公庁が所管する法人が運営している場合も提出してください。

（3）大阪市所管の救護施設及び更生施設

※施設については、民間法人が設置、運営する施設が対象です。市立などの公設置で民間運営の施設は含みません。

2 提出書類及び提出方法

別紙のとおり

3 提出期限

令和7年6月30日(月)

4 留意事項

社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないと規定されています。

近年、複数の社会福祉法人において、法人の資産から、理事・職員等の法人関係者の飲食等に関する代金の不適切な支出が見受けられたので、このような支出がないか改めて点検を行い、発見された場合は直ちに直直してください。

<参考>

○社会福祉法第27条

社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

○指導監査ガイドラインⅢ-4-(1)-1

- ・法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税優遇措置を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者に特別の利益を与えてはならない。
- ・「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。例えば、法人関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や貸借、法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸（規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。）、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当すると考えられる。

【法人現況報告書・法人調書に関するお問合せ先】

〒541-0055

大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号

船場センタービル7号館3階

大阪府福祉局総務部総務課法人監理グループ

担当： 田坂・鶴田・佐瀬

TEL： (06) 6241-6541

メール： fa0252@city.osaka.lg.jp

5 社会福祉充実計画

(1) 社会福祉充実計画の承認（新規・変更・終了）の申請

社会福祉法人は、毎会計年度、社会福祉充実残額の算定を行い、社会福祉充実残額が発生する場合は、「社会福祉充実計画」を策定し、事業を実施しなければなりません。この場合、令和7年度以降の「社会福祉充実計画」を策定していない法人にあっては、決算評議員会までに、少なくとも「社会福祉充実計画」の策定、公認会計士・税理士等からの意見聴取を完了したうえで決算評議員会に諮る必要があります。また、令和7年度以降の「社会福祉充実計画」を策定している法人であっても、社会福祉充実残額の額によっては、社会福祉充実計画の変更等の手続を行っていただく必要がある場合があります。このため、**社会福祉充実残額が発生したことを確認した場合には、至急お問合せ先までご連絡ください。**

申請の手順としては、電子開示システムの財務諸表等入力シート内の「社会福祉充実残額算定シート」において 残額が生じたときは、社会福祉充実計画を策定し、公認会計士等からの意見聴取や評議員会の承認を経て本市に承認申請を行ってください。

本市区域内において「地域公益事業」の実施を予定されている場合は、評議員会での承認前に、本市における地域協議会（大阪市社会福祉施設・法人専門選考分科会）での意見聴取が必要となりますので、早めにご相談願います。

社会福祉充実残額算定シートでの算定の結果、残額が生じない場合においても、電子開示システムにより「社会福祉充実残額算定シート」及び「別添（財産目録）シート」の届出が必要です。

なお、社会福祉充実残額を計算する際に、控除対象財産の適用の誤りにより、控除対象ではない財産を控除してしまった場合、充実残額が正確に算定されず、本来策定されるべき社会福祉充実計画が策定されない等、法令違反の状態になってしまう場合がありますのでご注意ください。

また、既に所轄庁による社会福祉充実計画の承認を受けている場合であっても、計画上の社会福祉充実残額と、毎会計年度における社会福祉充実残額に大幅な乖離を生じた場合には、再投下可能な事業費にも大きな影響を及ぼすことから、原則として承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請を行う必要があるほか、社会福祉充実計画の実施期間中に、やむを得ない事由（社会福祉充実残額が生じなくなった場合を含む。）により当該計画に従って事業を行うことが困難である場合には、承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請を行う必要があります。

詳細は、本市ホームページ「[社会福祉充実計画の承認申請等について](https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000415824.html)」をご覧ください。

(URL: <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000415824.html>)

(2) 申請書類（様式は、上記ホームページに掲載しています）

- ・社会福祉充実計画承認申請書及び添付資料（※）

（添付資料）

- ① 社会福祉充実計画案
- ② 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録の写し

- ③ 公認会計士、税理士等による手続実施結果報告書の写し
- ④ 社会福祉充実残額の算定根拠（社会福祉充実残額算定シート及び別添（財産目録）シート）
- ⑤ その他参考資料（必要に応じて添付）

（３） 申請方法

申請書類一式を、**電子メール**により提出してください。
7ページ【提出方法】【専用メールアドレス】に同じ。

（４） 提出期限

令和7年6月30日（月）

【社会福祉充実計画承認申請に関するお問合せ先】

〒541-0055

大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号

船場センタービル7号館3階

大阪府福祉局総務部総務課法人監理グループ

担 当： 鶴田・佐瀬

T E L： (06) 6241-6541

メール：fa0252@city.osaka.lg.jp

【提出書類】

1 『社会福祉法人』

下記の（１）から（４）の書類及び該当する法人については（５）（６）の書類

※社会福祉法第 59 条の規定により、社会福祉法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、同法施行規則第 9 条に規定する方法により、同法第 45 条の 32 第 1 項に規定する計算書類等及び同第 45 条の 34 第 2 項に規定する財産目録等を所轄庁に届け出なければならないとされています。

(1) 社会福祉法第 59 条に規定される書類

書 類		届出方法
① 計算書類等 (令和 6 年度決算分)	計算書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金収支計算書 (第 1 号第 1~4 様式) ・ 事業活動計算書 (第 2 号第 1~4 様式) ・ 貸借対照表 (第 3 号第 1~4 様式) 	電子開示システムからダウンロードした「 <u>財務諸表等入力シート</u> 」 <u>に入力</u> し、同システムにアップロードして届出を行ってください。
	法人全体及び拠点区分ごとの注記	「財務諸表等入力シート」を電子開示システムにアップロードする際に、これらの資料を同時にアップロードして届出を行ってください。
	事業報告書	
	計算書類の附属明細書	
	監事監査報告書	
会計監査報告書 (公認会計士等による監査を実施した法人のみ)		
② 財産目録等	令和 6 年度決算に係る財産目録	電子開示システムからダウンロードした「 <u>財務諸表等入力シート</u> 」 <u>に入力</u> し、同システムにアップロードして届出を行ってください。
	令和 7 年 4 月 1 日現在の現況報告書	
	社会福祉充実残高算定シート 及び別添 (財産目録) シート	
	社会福祉充実計画案 (社会福祉充実残額が生じる場合)	「財務諸表等入力シート」を電子開示システムにアップロードする際に、これらの資料を同時にアップロードして届出を行ってください。
	報酬等の支給の基準	
	役員等名簿 (公表用) (<u>住所、生年月日、職業等</u> の個人の権利利益が害されるおそれがある項目が記載されていないもの)	
令和 7 年度事業計画 (事業計画を作成する旨を定款で定めている場合)		

※届出用の役員等名簿 (理事、監事及び評議員の住所、生年月日等の記載があるもの) については法人調書により提出してください。

※定款について、法人のインターネットで最新のものを公開していない場合は、計算書類等を電子開示システムにより届出する際に、同時にアップロードして公開してください。

(2) 法人調書

- ・法人調書の様式については、本市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。
- ・なお、記載項目が同じであれば、独自に作成された様式をご使用いただいても結構です

(3) 登記事項証明書（令和7年3月31日現在の資産総額変更登記がされたもの）をスキャンしたPDFファイル等

(4) 不動産登記簿謄本（地上権等の設定登記がされた借地を含む、最新状況が反映された概ね1年以内に発行されたもの）をスキャンしたPDFファイル等

(5) 「監査実施概要」及び「監査結果の説明書」の写し

上記（1）に記載の、公認会計士等が作成した「会計監査報告書」を届出した法人についてはご提出をお願いします。

(6) 「財務会計に関する内部統制・事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」の写し

公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制若しくは事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人についてはご提出をお願いします。

2 『社会福祉施設』

施設種別	ご提出いただく調書
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム	老人福祉施設調書
軽費老人ホーム	軽費老人ホーム調書
障がい者支援施設（施設入所支援を行う施設）	障がい者支援施設調書
障がい児入所施設	障がい児入所施設調書
救護施設、更生施設	生活保護施設調書

3 提出書類チェックリスト

電子開示システムによるアップロードが完了したもの及び本市あて電子メールにて提出する様式について、「令和7年度提出書類チェックリスト」の「チェック欄」に「○」をつけ、提出様式とあわせてご提出ください。

【提出方法】

◎上記1（1）の各書類

電子開示システムを利用して届出をしてください。

電子開示システムについては、下記「電子開示システムによる届出について」をご参照ください。

◎上記1（2）～（6）、社会福祉施設調書及び提出書類チェックリスト

電子メールにより、大阪市福祉局法人監理グループあてに送信してください。

【専用メールアドレス】

syafuku-todokede@city.osaka.lg.jp

※件名に法人名を入力してください。

（例）「社会福祉法人〇〇（R7法人調書等提出）」

【電子開示システムによる届出について】

- ・福祉医療機構のホームページからログインし、ダウンロードした「財務諸表等入力シート」に必要な項目を入力して、注記、計算書類の附属明細書、その他の届出書類と一緒に電子開示システムにより届出をしてください。
- ・ログイン時に使用するユーザーID及びパスワードは、令和7年4月1日付けで、福祉医療機構から事前に登録された各法人のメールアドレスあてに送信されています。
「（ご連絡）〈2025年度〉社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの運用開始のご案内」
- ・「財務諸表等入力シート」のダウンロード及び届出等を行うためのログイン画面やシステムの操作説明書（マニュアル）、よくある質問（Q&A）については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」に掲載されていますのでご参照ください。

URL：<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/houjin/>

- ・電子開示システムによる届出処理が困難な場合や本市への届出処理後に軽微な修正が必要になったときは、法人監理グループまでご連絡ください。
- ・役員等名簿（公表用）については、アップロードされたデータがそのままWAMネット上で公開されますので、アップロードする際には、住所等の個人情報が記載されていないか確認してください。
- ・「定款」「役員等名簿（公表用）」「報酬等の支給基準」につきましては、随時、差し替えが可能ですので、内容に変更があったときは、必ず電子開示システムにより最新データの登録手続きをしてください。